

業務方法書の取扱い

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書に基づき、当社が定める事項について規定する。

(指定市場開設者)

第2条 業務方法書第3条第2項第1号に基づき当社が指定する指定市場開設者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 株式会社東京証券取引所
- (2) 株式会社大阪証券取引所
- (3) 株式会社名古屋証券取引所
- (4) 証券会員制法人福岡証券取引所
- (5) 証券会員制法人札幌証券取引所
- (6) 株式会社T O K Y O A I M取引所
- (7) カブドットコム証券株式会社
- (8) S B Iジャパンネクスト証券株式会社
- (9) チャイエックス・ジャパン株式会社

(清算対象取引)

第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。

(1) 株式会社東京証券取引所

次のaからmまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからmまでに定める取引(立会外分売に係る売買、ストラテジー取引により成立する売買、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。)

a 内国法人の発行する株券(内国法人の発行する優先出資証券を含む。)

当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及びT o S T N e T取引

b 内国法人の発行する新株予約権証券

当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引

c 外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券及び外国株預託証券を含む。)

- 当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- d 投資信託受益証券（fに掲げるものを除く。）
当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及びT o S T N e T取引
- e 投資証券
当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- f 指標連動型投資信託受益証券
当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- g 外国投資信託受益証券
当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- h 外国投資証券
当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- i 受益証券発行信託の受益証券
当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- j 外国受益証券発行信託の受益証券
当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- k 債券（l又はmに掲げるものを除く。）
当日決済取引及び普通取引
- l 国債証券
普通取引
- m 転換社債型新株予約権付社債券（外国法人の発行するものを除く。）
当日決済取引、普通取引及びT o S T N e T取引
- (2) 株式会社大阪証券取引所
次のaからnまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからnまでに定める取引（立会外売に係る売買、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日取引については対当取引に限る。）
- a 内国法人の発行する株券（内国法人の発行する優先出資証券を含む。）
当日取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）普通取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）及び発行日取引
- b 内国法人の発行する新株予約権証券
当日取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）
- c 外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株予約権証券及び外国株預託証券を含む。）
当日取引及び普通取引

- d 出資証券
 当日取引（立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（立会外取引によるものを含む。）
- e 投資信託受益証券（gに掲げるものを除く。）
 当日取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）普通取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）及び発行日取引
- f 投資証券
 当日取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）
- g 指標連動型投資信託受益証券
 当日取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）
- h 外国投資信託受益証券
 当日取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）
- i 外国投資証券
 当日取引（立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（立会外取引によるものを含む。）
- j 受益証券発行信託の受益証券
 当日取引（立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（立会外取引によるものを含む。）
- k カバードワラント
 普通取引（J - N E T取引によるものを含む。）
- l 債券（m又はnに掲げるものを除く。）
 当日取引及び普通取引
- m 国債証券
 一定の条件を付した呼値に係る取引及び当該条件を付さない呼値に係る取引
- n 転換社債型新株予約権付社債券（額面金額及び利息が本邦通貨以外の通貨で表示されているもの並びに外国法人の発行するものを除く。）
 当日取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）及び普通取引（J - N E T取引及び立会外取引によるものを含む。）
- (3) 株式会社名古屋証券取引所
 次のaからfまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからfまでに定める取引（立会外分売及び立会外買付に係る売買、過誤訂正等のための売買並びに復活のため

の売買を含み、当日取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。)

- a 内国法人の発行する株券
当日取引、普通取引、発行日取引、終値取引及び相対交渉取引
- b 内国法人の発行する新株予約権証券
当日取引及び普通取引
- c 外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株予約権証券を含む。）
当日取引、普通取引、終値取引及び相対交渉取引
- d 投資信託受益証券
当日取引、普通取引、終値取引及び相対交渉取引
- e 外国投資信託受益証券
当日取引、普通取引、終値取引及び相対交渉取引
- f 外国投資証券
当日取引、普通取引、終値取引及び相対交渉取引
- g 債券（h又はiに掲げるものを除く。）
当日取引及び普通取引
- h 国債証券
一定の条件を付した呼値に係る取引及び当該条件を付さない呼値に係る取引
- i 転換社債券型新株予約権付社債券
当日取引、普通取引、終値取引及び相対交渉取引

(4) 証券会員制法人福岡証券取引所

次のaからhまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからhまでに定める取引（立会外分売に係る売買、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。)

- a 内国法人の発行する株券（内国法人の発行する優先出資証券を含む。）
当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及び立会外取引
- b 内国法人の発行する新株予約権証券
当日決済取引、普通取引及び立会外取引
- c 外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株予約権証券、外国株預託証券及び外国証券信託受益証券を含む。）
当日決済取引、普通取引及び立会外取引
- d 投資信託受益証券（fに掲げるものを除く。）
当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及び立会外取引
- e 投資証券

- 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - f 株価指数連動型投資信託受益証券
 - 当日決済取引及び普通取引
 - g 債券（hに掲げるものを除く。）
 - 当日決済取引及び普通取引
 - h 転換社債型新株予約権付社債券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
- (5) 証券会員制法人札幌証券取引所
- 次のaからeまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからeまでに定める取引（立会外売りに係る売買、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。）
- a 内国法人の発行する株券
 - 当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及び立会外取引
 - b 内国法人の発行する新株予約権証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - c 日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券
 - 当日決済取引及び普通取引
 - d 債券（eに掲げるものを除く。）
 - 当日決済取引及び普通取引
 - e 転換社債型新株予約権付社債券
 - 当日決済取引及び普通取引
- (6) 株式会社T O K Y O A I M取引所
- 次のaからmまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからmまでに定める取引（過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。）
- a 内国法人の発行する株券
 - 当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及び立会外取引
 - b 外国法人の発行する株券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - c 優先出資証券
 - 当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及び立会外取引
 - d 内国法人の発行する新株予約権証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - e 外国法人の発行する新株予約権証券

- 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - f 投資信託受益証券（gに掲げるものを除く。）
 - 当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及び立会外取引
 - g 指標連動型投資信託受益証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - h 外国投資信託受益証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - i 投資証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - j 外国投資証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - k 外国株預託証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - l 内国商品信託受益証券及び外国証券信託受益証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
 - m 外国受益証券発行信託の受益証券
 - 当日決済取引、普通取引及び立会外取引
- (7) カブドットコム証券株式会社
- 次のaからiまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからiまでに定める取引
(過誤訂正等のための売買を含む。)
- a 内国法人の発行する株券（内国法人の発行する優先出資証券を含む。）
 - 普通取引
 - b 外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株予約権証券を含む。）
 - 普通取引
 - c 内国法人の発行する新株予約権証券
 - 普通取引
 - d 投資信託受益証券
 - 普通取引
 - e 外国投資信託受益証券
 - 普通取引
 - f 投資証券
 - 普通取引
 - g 外国投資証券
 - 普通取引

h 受益証券発行信託の受益証券
普通取引

i 外国受益証券発行信託の受益証券
普通取引

(8) S B I ジャパンネクスト証券株式会社

次の a から g までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該 a から g までに定める取引

a 内国法人の発行する株券
普通取引

b 投資信託受益証券
普通取引

c 外国投資信託受益証券
普通取引

d 投資証券
普通取引

e 外国投資証券
普通取引

f 受益証券発行信託の受益証券
普通取引

g 外国受益証券発行信託の受益証券
普通取引

(9) チャイエックス・ジャパン証券株式会社

次の a から h までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該 a から h までに定める取引

(過誤訂正等のための売買を含む。)

a 内国法人の発行する株券 (内国法人の発行する優先出資証券を含む。)
普通取引

b 外国法人の発行する株券 (外国法人の発行する外国株預託証券を含む。)
普通取引

c 投資信託受益証券
普通取引

d 外国投資信託受益証券
普通取引

e 投資証券
普通取引

f 外国投資証券

普通取引

g 受益証券発行信託の受益証券

普通取引

h 外国受益証券発行信託の受益証券

普通取引

- 2 業務方法書第3条第2項第2号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第2号に定める指定市場開設者が開設する金融商品市場における有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買とする。
- 3 業務方法書第3条第2項第3号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第1号に定める指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める有価証券オプション取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。この場合における用語の意義は、前条第1号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする（以下第7項までにおいて同じ。）
 - （1） 立会による取引
 - （2） T o S T N e T 取引
- 4 業務方法書第3条第2項第4号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第1号に定める指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める国債証券先物取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。
 - （1） 立会による取引
 - （2） ストラテジー取引により成立する取引
 - （3） T o S T N e T 取引
- 5 業務方法書第3条第2項第5号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第1号に定める指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める国債証券先物オプション取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。
 - （1） 立会による取引
 - （2） T o S T N e T 取引
- 6 業務方法書第3条第2項第6号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第1号に定める指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める指数先物取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。
 - （1） 立会による取引
 - （2） ストラテジー取引により成立する取引
 - （3） T o S T N e T 取引
- 7 業務方法書第3条第2項第7号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第1号に定める指定市場開設者が開設する金融商品市場における次の各号に定める指数オプション

取引（過誤訂正のための取引を含む。）とする。

（１） 立会による取引

（２） T o S T N e T取引

8 業務方法書第3条第2項第8号に定める取引に係る清算対象取引は、第1項及び第2項に規定する売買並びに第3項に規定する有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済に必要な金銭又は株券等の貸借（指定証券金融会社が清算参加者に対して、貸借取引貸出規程に基づき、指定市場開設者の決済機構を利用して貸し付けるものに限る。）とする。

9 業務方法書第3条第2項第9号に定める取引に係る清算対象取引は、前項の取引に必要な株券等の貸借（清算参加者が指定証券金融会社に対して、貸借取引貸出規程に基づき、指定市場開設者の決済機構を利用して貸し付けるものに限る。）とする。

10 業務方法書第3条第2項第10号に定める取引に係る清算対象取引は、前2項の取引に係る本担保等の授受とする。

11 業務方法書第3条第2項第11号に定める取引に係る清算対象取引は、バイインによる売買とする。

（清算資格の取得申請）

第4条 業務方法書第6条第1項及び第2項の清算資格の取得申請は、清算資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。

（１） 取得しようとする清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別（業務方法書第6条第2項に規定する現物清算資格の取得の申請を行う場合にあっては、同第3条第2項第8号から第11号までに掲げる取引のみを清算対象取引とすることを条件とする自社清算資格である旨）

（２） 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）

（３） 本店又は主たる事務所の所在地

（４） 代表者名

（５） 清算資格の取得申請理由

2 前項の清算資格取得申請書には、当社が必要と認める書類を添付しなければならない。

（清算資格の取得手続）

第5条 業務方法書第8条第1項に規定する清算資格の取得手続は、清算資格取得手数料の納入その他当社が必要と認める手続とする。

2 前項に規定する清算資格取得手数料は、取得する清算資格の種類ごとに100万円と

し、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。ただし、複数の種類の清算資格を同時に取得する場合にあっては、その数にかかわらず100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

(届出事項)

第6条 業務方法書第12条第1項、第13条、第19条、第40条及び第41条に規定する当社への届出は、当社が指定するときまでに、所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(審問に関する手続き)

第6条の2 業務方法書第14条第2項の審問の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当社は、あらかじめ審問の事項及び期日をその対象とする清算参加者に対して通知するものとする。
- (2) 当該清算参加者は、審問の際に陳述を行うことができるものとし、当社は審問の事項、陳述内容その他の事項について記録を作成するものとする。

(代用有価証券)

第7条 業務方法書第16条第3項から第5項まで、第52条第2項から第4項まで、第70条第2項から第4項までに定める代用有価証券に関する事項は、別表第1に定める。

(報告事項)

第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき。
- (2) 金融商品取引業者にあっては、金融商品取引業に係る業務を休止し、又は再開したとき、登録金融機関にあっては登録金融機関業務を休止し、又は再開したとき、証券金融会社にあっては、法第156条の24第1項に定める業務を休止し、又は再開したとき。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。
- (4) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。
- (5) 純財産額(登録金融機関及び証券金融会社にあっては、純資産額とする。以下

- この号において同じ。)が3億円を下回ったとき(当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、純財産額が200億円を下回ったとき)。
- (6) 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が3億円(業務方法書第6条第2項の申請に基づき清算資格を取得した証券金融会社にあつては、1億円)を下回ったとき。
- (7) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回ったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき) 保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき(当該清算参加者が他社清算参加者である場合は、金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が200パーセントを下回ったとき、保険会社以外の登録金融機関にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを下回ったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき) 保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを下回ったとき)。
- (7)の2 総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。
- (8) 大株主上位10名(自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。)に関し変更があったとき。
- (8)の2 役員が他の会社その他の法人の役員に就任又は退任したとき
- (9) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき。
- (10) 指定市場開設者に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)
- (11) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関又は証券金融会社にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。

- (12) 金融商品取引業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が法第29条の4第1項第5号二又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき。）
- (13) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。）を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。）を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。
- (14) 金融商品取引業者にあっては、法第46条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、登録金融機関にあっては、法第48条の2第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、外国法人である金融商品取引業者にあっては、法第49条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき。
- (15) 法第56条の2に基づくモニタリング調査表（他社清算参加者である登録金融機関にあっては、当社が定める主要勘定状況表とする。）を作成したとき。
- (16) 金融商品取引業者にあっては、事業報告書を作成したとき、登録金融機関にあっては、業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき、証券金融会社にあっては、事業報告書又は中間決算状況表を作成したとき。
- (17) 当社が定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。
- (18) 外国法人である金融商品取引業者にあっては、法第49条の3第1項に規定する貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類を作成したとき。
- (19) 非清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件を定めたとき又は変更したとき。
- (20) 当該清算参加者を指定清算参加者として指定している非清算参加者が決済を履行しない場合又はそのおそれがある状態となったとき。
- 2 前項第16号に掲げる場合の報告においては、同項本文に定めるもののほか、同項第16号において作成した書面（中間業務報告書又は中間決算状況表を除く。）に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書（これに準ずるものとして当社が適当と認めるものを含む。）を添付するものとする。

（清算資格の喪失申請）

第9条 業務方法書第22条の清算資格の喪失申請は、清算資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 喪失しようとする清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別
 - (2) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
 - (3) 本店又は主たる事務所の所在地
 - (4) 代表者名
 - (5) 清算資格の喪失申請理由
- 2 前項の清算資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 清算資格の喪失に係る日程表
 - (2) その他当社が必要と認める書類

（措置の対象とする取引証拠金）

第9条の2 業務方法書第29条の4第1項に規定する当社が定める取引証拠金は、取引証拠金等に関する規則第20条第1項第4号、第6号及び第9号に掲げる取引証拠金とする。

（清算受託契約）

第10条 業務方法書第39条に規定する清算受託契約は、次の各号に掲げる他社清算参加者の清算資格の種類に従い、当該各号に定める別紙様式によるものとする。

- (1) 現物清算資格
別紙様式1
- (2) 有価証券オプション清算資格
別紙様式2
- (3) 国債証券先物等清算資格
別紙様式3
- (4) 指数先物等清算資格
別紙様式4

（DVP清算値段）

第11条 業務方法書第49条に規定するDVP清算値段は、当該銘柄について前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に約定値段（各指定市場開設者が定める気配値段を含む。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）がある指定金融商品市場（取引所金融商品市場に限る。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）から一定の順位により選択された指定金融商品市場における前日の最終値段（指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。以下この条、第18条及び第19条において同じ。）とする。

- 2 前項の場合において、当該前日に指定金融商品市場のいずれにおいても約定値段がない場合は、指定金融商品市場から一定の順位により選択した指定金融商品市場における当該前日の基準値段をDVP清算値段とする。
- 3 前2項に定める一定の順位については、第一順位は、当該前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各指定金融商品市場において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各市場開設者の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い指定金融商品市場とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当社がその都度定める値段をDVP清算値段とすることができる。

（金銭の受払い）

第12条 業務方法書第51条第3項、第56条第1項、第67条第1項、第68条第1項及び第73条の3第2項に規定する金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- （1） 金銭を支払う清算参加者は、当社が指定する銀行及び日本銀行のうちから清算参加者が選定した銀行（以下「決済銀行」という。）に口座を設け、当該口座から当該決済銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。
- （2） 金銭を受領する清算参加者は、決済銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。

（DVP決済における当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しの順位等）

第13条 業務方法書第53条に規定するDVP決済における当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しは、当社が渡方現物清算参加者から受領した有価証券によって、当社が定める引渡しの順位、時刻及び数量により行うものとする。

第14条 削除

（引渡有価証券）

第15条 業務方法書第58条に規定する決済のために引き渡す有価証券は、機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券については、売買単位の券種であって、かつ、無記名式のものとする。

第16条及び第17条 削除

(発行日取引の清算値段)

第18条 業務方法書第66条に規定する発行日取引の清算値段は、当該銘柄について約定値段がある指定金融商品市場から一定の順位により選択された指定金融商品市場における前日の最終値段とする。

2 前項の清算値段は、その日に指定金融商品市場のいずれにおいても約定値段がない場合は、前日の清算値段とする。

3 第11条第3項の規定は第1項の一定の順位について、同条第4項の規定は第1項の清算値段について、それぞれ準用する。

4 前3項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当社がその都度定める値段を発行日取引の清算値段とすることができる。

(売買証拠金の額)

第19条 業務方法書第70条第1項に規定する売買証拠金の額は、売買証拠金基準値段(次の各号に掲げる値段をいう。)に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。

(1) 発行日取引開始日に約定値段がある指定金融商品市場から一定の順位により選択された指定金融商品市場における当該銘柄の最終値段

(2) 当該開始日において、当該銘柄に指定金融商品市場のいずれにおいても約定値段がない場合は、指定金融商品市場から一定の順位により選択した指定金融商品市場における当該開始日における当該銘柄の旧株券(優先出資証券、出資証券及び投資信託受益証券を含む。)の最終値段

(3) 前2号に掲げる約定値段がない場合は、当社がその都度定める値段

2 第11条第3項の規定は、前項の一定の順位について準用する。この場合において、同条第3項中「当該前日が」とあるのは「当該開始日が」と読み替えるものとする。

(国債証券及び金銭の授受方法)

第20条 業務方法書第72条第1項に規定する決済及び同第73条の12第1項に規定する受渡決済に伴う国債証券の授受は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づき日本銀行に開設された口座の振替(非課税扱いの条件が付された売買の決済にあっては、非課税口座の振替)により行うものとし、この場合における国債資金同時受渡依頼は、次の各号に定めるところによる。

(1) 渡方清算参加者と当社との間の決済については、次のa又はbに掲げる区分に

従い、当該 a 又は b に定めるところにより行う。

a 渡方清算参加者が、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程第 2 条第 5 号に規定する参加者である場合

渡方清算参加者が、日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。

b 渡方清算参加者が、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程第 2 条第 6 号に規定する間接参加者である場合

渡方清算参加者が、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程第 1 1 条第 1 項の規定により日本銀行が指定する参加者（あらかじめ当社に届け出たものに限る。）を通じ、日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。

(2) 当社と受方清算参加者との間の決済については、当社が日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行う。

2 業務方法書第 7 2 条第 1 項規定する決済及び同第 7 3 条の 1 2 第 1 項に規定する受渡決済に伴う金銭の授受は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 金銭を支払う清算参加者は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡に伴う金銭の受払いを行うために日本銀行に設けられた当該清算参加者の口座（当該口座がない場合には、日本銀行に設けられた日本銀行当座勘定取引先の口座のうちから、当該清算参加者が日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債資金同時受渡に伴う金銭の受払いを行うために選定した口座）のうちから、当該清算参加者が指定した口座（以下「指定口座」という。）から、日本銀行に設けられた当社の口座に振り込むものとする。この場合における資金受渡依頼は、次の a 又は b に定めるところにより行うものとする。

a 金銭を支払う清算参加者の口座から振り込む場合

金銭を支払う清算参加者が、日本銀行に対して資金受渡依頼を行う。

b 金銭を支払う清算参加者以外の日本銀行当座勘定取引先の口座から振り込む場合

金銭を支払う清算参加者が、当該日本銀行当座勘定取引先を通じ、日本銀行に対して資金受渡依頼を行う。

(2) 金銭を受領する清算参加者は、指定口座において受領するものとし、この場合における資金受渡依頼は当社が行う。

3 前 2 項に規定する受渡依頼は、当社が指定する数量又は金額ごとに行うものとする。この場合において、当社は、各受渡依頼に係る国債証券の額面総額が 5 0 億円を超えないように指定するものとする。

(先物・オプション取引に係る転売又は買戻しの申告時限)

第 2 0 条の 2 業務方法書第 7 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 7 3 条の 6 第 1 項及び第 2

項、第73条の16第1項及び第2項、第73条の20第1項及び第2項並びに第73条の26第1項及び第2項に規定する転売又は買戻しの申告は、次項に定める場合を除き、当該転売又は買戻しが成立した日（イブニング・セッション（指定市場開設者が定めるイブニング・セッションをいう。）において当該転売又は買戻しが成立した場合には、当該転売又は買戻しが成立した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。））において午後5時までにを行うものとする。

2 国債証券先物取引において、転売又は買戻しが国債証券先物オプション取引における権利行使に係るものである場合には、業務方法書第73条の6第1項及び第2項に規定する転売又は買戻しの申告は、当該権利行使の日の翌日において午前8時30分までに行うものとする。

3 前2項に規定する時限は、転売又は買戻しの申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。

（オプション取引に係る権利行使の申告時限）

第20条の3 業務方法書第73条の4第1項及び第2項、第73条の18第1項及び第2項並びに第73条の28第1項及び第2項に規定する権利行使の申告は、権利行使日において午後5時までにを行うものとする。

2 前項に規定する時限は、権利行使の申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。

（権利行使の割当方法）

第20条の4 業務方法書第73条の5第1項、第73条の19第1項及び第73条の29第1項に規定する権利行使の割当ては、権利行使が行われた銘柄の売建玉について、各清算参加者又は各非清算参加者の自己分の数量及び委託分の数量を最小単位に細分化して行うものとする。

（国債証券先物取引の清算値段）

第20条の5 業務方法書第73条の7に規定する当社が定める清算値段は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないことと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) 次の a から c までに掲げる限月取引については、当該取引日における立会（指定市場開設者の定める立会をいう。以下この号において同じ。）による国債証券先物取引の最終値段（指定市場開設者の定めるところにより国債証券先物取引に係る限月間スプレッド取引（指定市場開設者が定める限月間スプレッド取引をいう。以下この条において同じ。）の呼値について取引が成立したときの指定市場開設者が定める各限月取引の約定値段に係るもの及び指定市場開設者の定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）とする。ただし、当該取引日に立会による国債証券先物取引において約定値段（指定市場開設者の定めるところにより国債証券先物取引に係る限月間スプレッド取引の呼値について取引が成立したときの指定市場開設者が定める各限月取引の約定値段及び指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がない場合には、前取引日の清算値段とする。

a 銘柄ごとの中心限月取引（次項に規定する「中心限月取引」をいう。以下この項において同じ。）

b 取引最終日（指定市場開設者が国債証券先物取引に関し定める取引最終日をいう。以下第 20 条の 7 までにおいて同じ。）が中心限月取引より先に到来する限月取引

c 最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近の限月取引」という。）の次に取引最終日が到来する限月取引（以下「第二限月取引」という。）が a 又は前 b に掲げる限月取引である場合を除き、直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引

(2) 前号 a から c までに掲げる限月取引以外の限月取引については、次の a 又は b に掲げる銘柄の区分に従い、当該 a 又は b に定めるところによる。

a 中期国債標準物（指定市場開設者が定める中期国債標準物をいう。）又は長期国債標準物（指定市場開設者が定める長期国債標準物をいう。）

中心限月取引の清算値段から、中心限月取引と当該限月取引との間の限月間スプレッド取引における直近の約定スプレッド値段（指定市場開設者が定める約定スプレッド値段をいい、指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配スプレッド値段を含む。）を減じて得た値段とする。ただし、当該限月間スプレッド取引において取引開始日以後取引が成立したことがなく、かつ、指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配スプレッド値段がない限月取引については、中心限月取引の清算値段から日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値に基づき当社が算出する理論スプレッド値段を減じて得た値段とする。

b 超長期国債標準物（指定市場開設者が定める超長期国債標準物をいう。）

中心限月取引の清算値段から日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値に基づき当社が算出する理論スプレッド値段を減じて得た値段とする。

- 2 前項第1号aに規定する中心限月取引は、当該取引日の前取引日において最も流動性が高いものとして当社が定める限月取引とする。ただし、取引状況等を勘案して、当社が適当でないと認める場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、ミニ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るミニ取引をいう。）の限月取引の清算値段は、当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算値段（指定市場開設者が定める最終清算値段をいう。）を定める際に用いるラージ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るラージ取引をいう。）の限月取引の清算値段とする。ただし、当社が適当でないと認める場合には、当社がその都度定める。

（経過利子の取扱いの区分等）

第20条の6 業務方法書第73条の10第1項に規定する経過利子の取扱いの区分は、次項に規定する各国債先物等清算参加者からの申告に基づき、経過利子を非課税扱いとする最終総売建玉と最終総買建玉のいずれか大きな数量について、各国債先物等清算参加者又は各国債先物等非清算参加者の自己分の数量及び顧客ごとの委託分の数量を最小単位に細分化して、変更を行うものとする。

- 2 国債先物等清算参加者は、業務方法書第73条の10第2項の規定に基づき、当該国債先物等清算参加者の最終売建玉及び最終買建玉について、次に掲げる事項を取引最終日の終了する日の翌日の午後3時までに当社に申告するものとする。ただし、当社は、必要があると認めるときは、当該申告時限を臨時に変更することができる。

（1）経過利子を課税扱いとする数量

（2）経過利子を非課税扱いとする数量については、国債先物等清算参加者の自己分の数量、国債先物等清算参加者の顧客ごとに区分した委託分の数量、国債先物等非清算参加者ごとに区分した国債先物等非清算参加者の自己分の数量、各国債先物等非清算参加者の顧客ごとに区分した国債先物等非清算参加者の委託分の数量

（国債証券先物取引の受渡決済に係る決済物件の申告時限）

第20条の7 業務方法書第73条の14に規定する当社が定める時限は、取引最終日の終了する日から起算して4日目の日の午後3時とする。ただし、当社が必要と認める場合には、当社がその都度定める時限とする。

（指数先物取引の清算指数）

第20条の8 業務方法書第73条の21に規定する当社が定める清算指数は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が

当該各号に定めるところによることが適当でないとする場合は、当社がその都度定める。

(1) 次号に掲げる指数先物取引以外の指数先物取引

a 次の(a)から(c)までに掲げる限月取引については、当該取引日における立会(指定市場開設者が定める立会をいう。以下この条において同じ。)による指数先物取引の最終の約定指数(指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。以下この項において同じ。)とする。ただし、当該取引日に立会による指数先物取引において約定指数がない場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する当該限月取引に係る理論価格とする。

(a) 取引対象指数ごとの中心限月取引(第3項に規定する「中心限月取引」をいう。以下この項において同じ。)

(b) 取引最終日(指定市場開設者が指数先物取引に関し定める取引最終日をいう。以下この項において同じ。)が中心限月取引より先に到来する限月取引

(c) 第二限月取引が(a)又は前(b)に掲げる限月取引である場合を除き、直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引

b 前aの(a)から(c)までに掲げる限月取引以外の限月取引については、次の(a)又は(b)に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 東証株価指数、TOPIX Core30及び東証REIT指数(株式会社東京証券取引所が算出する東証株価指数、TOPIX Core30及び東証REIT指数をいう。以下同じ。)

直近の限月取引の清算指数に、直近の限月取引と当該限月取引との間の限月間スプレッド取引(指定市場開設者が定める限月間スプレッド取引をいう。以下この条において同じ。)における直近の約定スプレッド値段(指定市場開設者が定める約定スプレッド値段をいい、指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配スプレッド値段を含む。)を加えて得た値段とする。ただし、当該限月間スプレッド取引において取引開始日以後取引が成立したことがなく、かつ、指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配スプレッド値段がない限月取引については、直近の限月取引の清算指数に、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する理論スプレッド値段を加えて得た値段とする。

(b) 前(a)に掲げるもの以外の指数

直近の限月取引の清算指数に、当該取引日の終了する日における最終の取引対

象指数の数値に基づき別表第2に定める方法により算出する理論スプレッド値段を加えて得た値段とする。

- c a及び前bの規定にかかわらず、東証株価指数を対象とする指数先物取引においては、ミニ取引（指定市場開設者が定める東証株価指数を対象とする指数先物取引に係るミニ取引をいう。）の限月取引の清算指数は、当該ミニ取引の限月取引と取引最終日を同一とするラージ取引（指定市場開設者が定める東証株価指数を対象とする指数先物取引に係るラージ取引をいう。）の限月取引の清算指数と同一とする。

(2) 日経平均・配当指数（株式会社日本経済新聞社が算出する日経平均・配当指数をいう。）並びにTOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数（株式会社東京証券取引所が算出するTOPIX配当指数及びTOPIX Core30配当指数をいう。）を対象とする指数先物取引

- a 当該取引日における立会による指数先物取引において最終の約定指数がある限月取引については、当該最終の約定指数とする。

- b 当該取引日における立会による指数先物取引において最終の約定指数がない限月取引については、次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 中心限月取引及び直近の限月取引

当該限月取引の前取引日における清算指数とする。

(b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引

当該限月取引の前取引日における清算指数に、中心限月取引の当該取引日における清算指数から前取引日における清算指数を減じて得た数値を加えて得た数値とする。

- c a及び前bの規定にかかわらず、取引開始日以後取引が成立したことがなく、かつ、指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段がない限月取引については、当社がその都度定める。

2 前項第1号a本文において、立会終了時における約定指数（指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）が複数ある場合の最終の約定指数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 限月取引において午後立会の立会終了時における約定指数を定める取引が成立している場合には、当該限月取引の当該立会終了時における約定指数とする。

(2) 限月取引において午後立会終了時に指定市場開設者の定める気配値段が表示されている場合で、当該限月取引の売付け又は買付けが成立することとなる限月間スプレッド取引において当該立会終了時における約定スプレッド値段（指定市場開設者が定める約定スプレッド値段をいう。）を定める取引が成立しているときは、指定市場開

設者が定める当該限月間スプレッド取引の呼値について取引が成立したときの当該限月取引の約定指数とする。

(3) 前2号の規定は、午後立会における約定指数(指定市場開設者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)がない場合に準用する。この場合において、「午後立会」とあるのは「午前立会」と読み替えるものとする。

3 第1項第1号aの(a)に規定する中心限月取引は、最も流動性が高いものとして当社が定める限月取引とする。ただし、取引状況等を勘案して、当社が適当でないとする場合は、この限りでない。

(建玉の移管の申請時限等)

第20条の9 業務方法書第73条の35第2項及び第5項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の前日午後7時までとする。

2 前項に規定する時限は、業務方法書第73条の35第2項及び第5項に規定する当社への申請を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申請を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。

3 業務方法書第73条の35第2項及び第5項に規定する当社への申請は、取引日の終了時(有価証券オプション取引にあっては、指定市場開設者が定める有価証券オプションT o S T N e T取引の取引時間終了時)の建玉について行うものとする。

4 業務方法書第73条の35第3項に規定する当社が定める時刻は、午前9時とする。

(取引証拠金又は清算基金による損失の補填方法)

第20条の10 業務方法書第78条第1項の規定に基づき、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第3号に定める取引証拠金をもって補填する場合には、当該取引証拠金を、各清算資格の種類ごとの取引証拠金所要額(当該不履行が発生した日(以下「不履行発生日」という。)の前日における当該不履行清算参加者の先物・オプション取引の各清算資格の種類ごとの自己の計算による建玉に基づき取引証拠金等に関する規則に定めるところに準じて算出した取引証拠金所要額をいう。)に応じて按分して、これを行うものとする。

2 前項の規定は、業務方法書第78条第1項第4号に定める取引証拠金をもって補填する場合について準用する。この場合において、「自己の計算による建玉」とあるのは「建玉(自己の計算によるものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 業務方法書第78条第1項の規定に基づき、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損

失を同項第5号に定める清算基金をもって補填する場合には、清算基金を、不履行発生日の前日における各清算資格の種類ごとの清算基金所要額に応じて按分して、これを行うものとする。

- 4 前3項の規定により損失を補填した後に自己分の取引証拠金等に余剰額が生じた場合、不履行清算参加者が合併した場合その他当社が必要があると認めた場合には、当社がその都度定めるところにより自己分の取引証拠金等を按分して、当社が受けた損失を補填するものとする。

(特別清算料の徴収による損失の補填)

第21条 業務方法書第79条第3項の規定に基づき、同項の超過額を清算資格の種類ごとに不履行発生日の清算参加者に按分する場合には、当該超過額を清算資格の種類ごとの補填し得ない損失額に応じて按分し、さらに、当該按分した額を、不履行発生日の清算参加者それぞれの不履行発生日の前日における当該清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分することによるものとする。

- 2 清算参加者が合併した場合その他当社が必要があると認めた場合には、当社がその都度定める金額を前項の当該清算資格に係る清算基金所要額とする。

(有価証券オプション取引における建玉の調整)

第21条の2 業務方法書第79条の2第1項に規定する建玉の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 対象有価証券である株券につき1株を1株の整数倍に分割する株式分割が行われる場合には、当該株式分割に係る権利落の期日に、当該権利落の期日の前日における建玉の数量を、当該数量を当該株式分割に係る分割比率で除して得た数量に変更する。
- (2) 対象有価証券である株券につき対象株券に係る株式1株に対し整数倍の同一種類の株式を割り当てる株式無償割当てが行われる場合には、当該株式無償割当てに係る権利落の期日に、当該権利落の期日の前日における建玉の数量を、当該数量を当該株式無償割当てにより割り当てられる株式の数に1を加えた数値で乗じて得た数量に変更する。
- (3) 対象有価証券である株券の売買単位の変更が行われる場合には、当該変更が行われる日に、当該変更が行われる日の前日における建玉の数量を、当該数量に当該変更前の売買単位を当該変更後の売買単位で除して得た数値を乗じて得た数量に変更する。
- (4) 前3号に規定する場合以外である場合には、当社がその都度定める方法により

建玉の数量を変更する。

- 2 前項（第2号を除く。）の規定は、業務方法書第79条の2第2項において準用する同条第1項に規定する建玉の変更について準用する。

（当社が委任する事務）

- 第22条 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、株式会社東京証券取引所に対し、先物・オプション取引に係る転売、買戻し及び権利行使の申告の受付等に係る事務を委任するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は同年1月10日から施行する。
- 2 第5条の規定（清算資格取得手数料の納入に係る部分に限る。）は、平成15年1月14日に清算資格を取得する者及び当社の定めるところにより当該日までにあらかじめ当社に申し出た上で同年12月末日までに清算資格を取得する者については、適用しない。
- 3 第11条第1項に規定する当該前日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成15年7月末日までの間の日である場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「当該前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間」とあるのは「平成14年6月から11月までの間」とする。
- 4 各指定市場開設者の取引参加者、会員又は協会員であった者が施行日において非清算参加者となり当社の清算参加者を指定清算参加者として指定した場合には、当該指定清算参加者は、施行前に成立した当該非清算参加者の清算対象取引で未決済のもの（清算約定に係るものに限る。）を引き継ぐものとする。
- 5 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。
- 6 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、この規則を適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月27日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。
- 2 第5条の規定（清算資格取得手数料の納入に係る部分に限る。）は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の株券オプション清算参加者、国債先物等清算参加者又は株価指数先物等清算参加者である者が、施行日に、それぞれ当社の株券オプション清算資格、国債先物等清算資格又は株価指数先物等清算資格を取得する場合には、適用しない。
- 3 東証の株券オプション清算参加者であった者が施行日において株券オプション非清算参加者となり当社の株券オプション清算参加者を指定清算参加者として指定した場合には、当該指定清算参加者は、施行前に成立した当該株券オプション非清算参加者の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。
- 4 東証の国債先物等清算参加者であった者が施行日において国債先物等非清算参加者となり当社の国債先物等清算参加者を指定清算参加者として指定した場合には、当該指定清算参加者は、施行前に成立した当該国債先物等非清算参加者の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。
- 5 東証の株価指数先物等清算参加者であった者が施行日において株価指数先物等非清算参加者となり当社の株価指数先物等清算参加者を指定清算参加者として指定した場合には、当該指定清算参加者は、施行前に成立した当該株価指数先物等非清算参加者の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。
- 6 施行日における第21条第1項の適用については、同項中「不履行発生日の前日」とあるのは「不履行発生日」とする。

付 則

この改正規定は、平成15年12月18日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年8月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年8月27日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に指定市場開設者が開設する有価証券市場に上場する銘柄であって、施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄の施行日における第11条第1項に定めるDVP清算値段は、施行日の前日の店頭売買有価証券市場の午後3時現在における直近の売買価格とする。ただし、施行日の前日に売買価格がない場合には、施行日の前日の店頭売買有価証券市場における基準価格とする。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄（施行日に株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。）に関する第11条第3項の規定の適用については、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該銘柄の売買高を株式会社ジャスダック証券取引所における当該銘柄の売買高とみなす。
- 4 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券の代用価格の計算に施行日前の時価を使用する場合における当該時価は、改正後の別表第1第1項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。
（注）第1項の「当社が定める日」は平成16年12月13日。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

付 則

この改正規定は、平成17年6月10日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に指定有価証券市場に上場されている債券（国債証券、新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。）については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当社が定める日を決済日とする決済から改正後の第14条及び第15条の規定を適用する。

- 3 清算参加者は、この改正規定施行の際、現に債券（国債証券、新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。）を本券により当社に預託している場合には、平成18年3月31日までに返戻を受けるものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年1月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年2月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年4月3日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年3月12日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年4月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年5月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年7月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年8月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年8月25日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年11月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年12月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年3月23日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年9月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注) 「当社が定める日」は平成21年10月5日。

付 則

この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。ただし、第3条第1項第1号m並びに第20条の9第2項及び第3項の改正規定は、平成22年1月4日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日において株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた金融商品市場に上場していた銘柄(施行日に株式会社大阪証券取引所が開設する金融商品市場に上場している銘柄に限る。)に関する第11条第3項の規定の適用については、株式会社ジャスダック証券取引所が開設していた金融商品市場に

おける当該銘柄の売買高を株式会社大阪証券取引所における当該銘柄の売買高とみなす。

付 則

この改正規定は、平成22年5月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月16日から施行し、同月23日を決済日とする有価証券の売買から適用する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。

別表第 1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

- 1 業務方法書第 16 条第 3 項及び第 4 項、第 52 条第 2 項及び第 3 項並びに第 70 条第 2 項及び第 3 項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) <ul style="list-style-type: none"> a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(2) 変動利付国債 <ul style="list-style-type: none"> a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 96 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 <ul style="list-style-type: none"> a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 98 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 96 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 91 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 88

政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の98 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の97 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の96 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の95 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の93 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の82
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の81 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の80 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の78 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の76 (6) 残存期間30年超のもの 100分の75
公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	100分の85
転換社債型新株予約権付社債券(注3)(注5) 交換社債券(注3)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の80
株券 優先出資証券 外国投資信託の受益証券 外国投資証券 受益証券発行信託の受益証券 外国受益証券発行信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	100分の70

投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
投資証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	

(注) 1. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当社が定める順位により選択した金融商品取引所とする。

2. 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。

3. 発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。

4. 特殊債券(政府保証債券を除く。)、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)及び円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)については、適格格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。)から取得している格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。

5. 転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。

2 第11条第3項の規定は、前項の規定により当社が定める順位により金融商品取引所を選択する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「当該前日が」とあるのは「預託日又は決済日の前々日が」と読み替えるものとする。

3 代用価格の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

4 国債証券の預託は、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により行うものとする。

5 次の各号に掲げる有価証券の預託は、保管振替機構に設けられた当社名義の口座への振替により行うものとする。

(1) 株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の

受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、債券（国債証券及び新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券

（２） 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの。

6 当社は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の清算参加者に委託し、当該委託を受けた清算参加者は保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた清算参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。

（１） 内国法人の発行する株券に係る特別株主管理事務委託状況の報告

（２） 優先出資証券に係る特別優先出資者管理事務委託状況の報告

（３） 投資信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

（４） 投資証券に係る特別投資主管理事務委託状況の報告

（５） 受益証券発行信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

7 第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下この項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、代用有価証券から除外する。

（１） 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により指定金融商品市場に株券が上場されている会社（以下「上場会社」という。）の完全子会社となる場合

（２） 当該株券の発行者が上場会社に吸収合併される場合

（３） その他当該株券が上場廃止となる場合であって当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

8 前項の規定は、債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

別表第2 指数先物取引の清算指数に係る理論価格等の算出に関する表

1. 理論価格

理論価格 = 当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値 + 理論ベース

理論ベース = 当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値 × (短期金利 - 予想配当利回り) × 当該取引日の終了する日から当該限月取引の終了する日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)までの日数 / 365

2. 理論スプレッド値段

理論スプレッド値段 = 当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値 × (短期金利 - 予想配当利回り) × (当該取引日の終了する日から当該限月取引の終了する日の翌日までの日数 - 当該取引日の終了する日から直近の限月取引の終了する日の翌日までの日数) / 365

- (注) 1. 短期金利は、全国銀行協会が当該日の前日に公表する期間3か月の日本円東京銀行間取引金利とする。
2. 予想配当利回りは、取引対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するものとする。
3. 限月取引の終了する日は、指定市場開設者が指数先物取引について定める限月取引の終了する日とする。
4. 理論価格及び理論スプレッド値段は、指定市場開設者が定める呼値の単位の整数倍の数値とし、呼値の単位の整数倍の数値に満たない端数を生じた場合は最も近接する当該呼値の単位の整数倍の数値(当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値)とする。

別紙様式 1

現物清算受託契約書

(以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う有価証券等清算取次ぎ(有価証券の売買、貸借取引、品貸取引又は貸借取引若しくは品貸取引に係る本担保等の授受に係るものに限る。)に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書その他の規則において定めるところによるものとする。

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第1条 本契約において対象となる取引(以下「対象取引」という。)は、クリアリング機構の業務方法書において有価証券等清算取次ぎの対象取引として定める取引のうち、指定金融商品市場における有価証券の売買、貸借取引、品貸取引又は貸借取引若しくは品貸取引に係る本担保等の授受とする。

2 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引(乙が取引資格を有する又は加入する指定市場開設者が開設する取引所金融商品市場におけるものに限る。)の権利行使により成立する対象有価証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約(第5条を除く。)を適用する。

(指定清算参加者としての指定)

第2条 乙は、対象取引について、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)として甲を任意に指定することができるものとする。

(指定を受けた場合の未決済取引の引継ぎ)

第3条 甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

2 甲は、乙がその有するクリアリング機構の現物清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、甲は、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

(指定を変更した場合等の未決済取引の引継ぎ)

第4条 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を他の清算参加者に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（清算約定に係るものに限る。）を、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙がクリアリング機構の現物清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものを乙に引き継ぐものとする。

（売買の成立等）

第5条 甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における対象取引については、乙が甲を代理して成立させるものとする。

2 前項の場合において、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、指定市場開設者又は指定証券金融会社が定めるところにより対象取引に係る呼値又は申込みを行ったときに、乙から甲に対し有価証券等清算取次ぎの委託の申込みが行われ、かつ、甲は有価証券等清算取次ぎの受託をしたものとみなす。

（清算取次口座）

第6条 乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る売付代金、買付代金、売付有価証券、買付有価証券、売買証拠金、その他授受する有価証券及び金銭は、すべて乙が甲に設定する清算取次口座において処理するものとする。

（期限の利益の喪失）

第7条 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

（1） 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

（2） 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

（3） 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

（4） 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。
- 2 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。
- (1) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務(売付有価証券の引渡しに係る債務を除く。)について一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 乙の甲に対する債務(対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

- 第8条 乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引につき、それらを決済するために必要な有価証券の売付け若しくは買付け(その委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。
- 2 乙が前条第2項第1号に該当したときは、甲は任意に、当該遅滞に係る対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な有価証券の売付け若しくは買付け(その委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。
- 3 乙が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求により、乙は甲の指定する日時までに、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な有価証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。
- 4 乙が前項の日時までに有価証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託を乙の計算により行わないときは、甲は任意に、乙の計算において対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な有価証券の売付け若しくは買付け(その委託を含む。)を行うことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置若しくは措置(本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに関係あるものに限る。)を受けたときは、甲及び乙は、当該処分、処置又は措置を行った指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定に基づき有価証券の売付け若しくは買付け(その委託を

含む。)を行った結果又は前項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い有価証券の売付け若しくは買付けを行った結果、損失が生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

(差引計算)

第9条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、甲は、いつでも相殺することができる。

- 2 前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

(代用有価証券の処分)

第10条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が売買証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

(占有物の処分)

第11条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

(弁済等充当の順序)

第12条 債務の弁済又は第9条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないと

きは、甲は、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

(遅延損害金の支払)

第13条 乙が対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関し甲に対する債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日まで、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲に対して有する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

(本契約の解約)

第15条 本契約は、甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2 前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から〇か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3 前2項の規定によるほか、甲は、乙が第7条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

4 前3項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第1項による解約の場合は解約しようとする日の3日前(休業日を除外する。以下同じ。)までの日、第2項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は当該申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに当該届出を行うものとする。

5 本契約の解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引(第8条第1項から第4項までの規定に基づき有価証券の売付け又は買付け(その委託を含む。)を行う場合、同条第5項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い有価証券の売付け又は買付け(その委託を含む。)を行う場合及び本契約の解約までに成立した有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買を含む。)に関しては、引き続き本契約を適用する。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、甲が第4項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

(特例解約)

- 第15条の2 前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の确实性の観点から本契約を解約することができる条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合において、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。
- 2 前項の規定による本契約の解約（以下「特例解約」という。）をしようとする場合には、甲は、相手方に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに、クリアリング機構に対し届出を行うものとする。
- 3 特例解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（次の各号に掲げる取引を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。ただし、第2号に掲げる取引に関する本契約の適用は、特例解約の日から か月を経過する日又は乙が甲以外の清算参加者を指定清算参加者として指定の変更をする日のいずれか早い日までとする。
- （1） 発行日取引の対当売買
- （2） 信用取引に係る未決済勘定の決済のための取引及びそれに伴う貸借取引の返済並びに当該貸借取引の返済に係る本担保等の授受
- （3） 特例解約までに成立した有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買
- 4 前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

（報告）

- 第16条 乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。
- 2 乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由が生じたとき、又は、指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置若しくは措置（本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。）を受けたときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

（秘密保持）

第17条 甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他の正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

(届出事項の変更届出)

第18条 乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

第19条 天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2 前項の事由による担保物の紛失、滅失、き損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3 甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第20条 乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

(電磁的方法による報告等)

第21条 乙は、第16条第2項の規定による書面による報告又は第18条の規定による書面(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)による届出に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

(適用法)

第22条 本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

(合意管轄)

第23条 本契約に関する訴訟については、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

	住 所	
甲(現物清算参加者)	商号又は名称	
	代 表 者	印
	住 所	
乙(現物非清算参加者)	商号又は名称	
	代 表 者	印

(注1) 第15条第2項中「 か月」の部分については、甲と乙の合意により、1か月以上の月数を記入するものとし、同じ月数を第15条の2第3項中「 か月」の部分に記入するものとする。

(注2) 第15条の2については、同条第1項に規定する債務の履行の确实性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

(注3) 第23条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。

別紙様式 2

有価証券オプション清算受託契約書

(以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う有価証券等清算取次ぎ(有価証券オプション取引に係るものに限る。)に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書その他の規則において定めるところによるものとする。

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第1条 本契約において対象となる取引(以下「対象取引」という。)は、クリアリング機構の業務方法書において有価証券等清算取次ぎの対象取引として定める取引のうち、有価証券オプション取引(有価証券オプションの権利行使により成立する対象有価証券の売買を除く。)とする。

2 指定市場開設者の定めるところにより乙を清算執行取引参加者とするギブアップが成立した場合に甲とクリアリング機構の間で新たに発生した取引については、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約(第5条を除く。)を適用する。

(指定清算参加者としての指定)

第2条 乙は、対象取引について、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)として甲を任意に指定することができるものとする。

(指定を受けた場合の未決済取引の引継ぎ)

第3条 甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

2 甲は、乙がその有する有価証券オプション清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、甲は、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

(指定を変更した場合等の未決済取引の引継ぎ)

第4条 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を他

の清算参加者に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（清算約定に係るものに限る。）を、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

- 2 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙が有価証券オプション清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものを乙に引き継ぐものとする。

（売買の成立等）

第5条 甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における対象取引については、乙が甲を代理して成立させるものとする。

- 2 前項の場合において、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、指定市場開設者が定めるところにより対象取引に係る呼値又は申込みを行ったときに、乙から甲に対し対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の申込みが行われ、かつ、甲は対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの受託をしたものとみなす。

（清算取次口座）

第6条 乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る売付代金、買付代金、取引証拠金、非清算参加者証拠金、有価証券オプション取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、その他授受する有価証券及び金銭は、すべて乙が甲に設定する清算取次口座において処理するものとする。

（期限の利益の喪失）

第7条 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- （1） 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- （2） 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- （3） 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
- （4） 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。
- 2 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。
- (1) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき(クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項に規定する措置に乙が従わなかったことによるものを除く。)
- (2) 乙の甲に対する債務(対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

- 第8条 乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引につき、それらを決済するために必要な有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。
- 2 乙が前条第2項第1号に該当したときは、甲は任意に、当該遅滞に係る対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。
- 3 乙が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求により、乙は甲の指定する日時までに、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使の申告を行うものとする。
- 4 乙が前項の日時までに有価証券オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行わないときは、甲は任意に、乙の計算において対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を行うことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置又は措置(本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに関係あるものに限る。)を受けたときは、甲及び乙は、当該処分、処置又は措置を行った指定市場開設者及びクリアリング

機構の定めるところに従うものとする。

- 6 第1項から第4項までの規定に基づき有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果又は前項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、甲に損失が生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

（甲に増担保等措置が行われた場合の対応）

- 第8条の2 乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく対象取引についてクリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項に規定する措置を甲が乙に対して実施したときは、乙は当該措置に従わなければならない。

（甲にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における転売又は買戻し等）

- 第8条の3 甲は、乙が正当な理由なく前条に定める措置に従わないことによって、クリアリング機構の業務方法書に基づくポジション保有状況の改善指示（以下この条において「改善指示」という。）を受けた場合には、乙に対して、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

- 2 甲は、改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお改善指示に適合できない場合で、かつ、乙に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、乙がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売、買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。

- 3 甲が前項の規定に基づき同項の転売、買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（差引計算）

- 第9条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係

る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、甲は、いつでも相殺することができる。

- 2 前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

(代用有価証券の処分)

第10条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金又は非清算参加者証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

(占有物の処分)

第11条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

(弁済等充当の順序)

第12条 債務の弁済又は第9条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

(遅延損害金の支払)

第13条 乙が対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関し甲に対する債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日まで、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲に対して有する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

(本契約の解約)

第15条 本契約は、甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

- 2 前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から〇か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。
- 3 前2項の規定によるほか、甲は、乙が第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。
- 4 前3項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第1項による解約の場合は解約しようとする日の3日前(休業日を除外する。)までの日、第2項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに当該届出を行うものとする。
- 5 本契約の解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引(第8条第1項から第4項までの規定に基づき有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を行う場合及び同条第5項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い有価証券オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を行う場合を含む。)に関しては、引き続き本契約を適用する。
- 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、甲又は乙が第4項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

(特例解約)

- 第15条の2 前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の确实性の観点から本契約を解約することができる条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合において、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。
- 2 前項の規定による本契約の解約(以下「特例解約」という。)をしようとする場合には、甲は、相手方に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに、クリアリング機構に対し届出を行うものとする。

- 3 特例解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（当該取引に係る転売、買戻し又は権利行使を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。
- 4 前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

（報告）

- 第16条 乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。
- 2 乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由が生じたとき、又は、指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置又は措置（本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに関係のあるものに限る。）を受けたときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

（乙の義務）

- 第17条 乙は、次の各号に掲げる事項について甲に対し通知するものとする。
- （1） 乙又は乙の顧客が対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関し甲に差し入れ又は預託する証拠金について、差換預託の同意がある場合はその旨
 - （2） 乙又は乙の顧客が差換預託しているときはその旨

（秘密保持）

- 第18条 甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他の正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

（届出事項の変更届出）

- 第19条 乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

第20条 天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2 前項の事由による担保物の紛失、滅失、き損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3 甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第21条 乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

(電磁的方法による報告等)

第22条 乙は、第16条第2項の規定による書面による報告又は第19条の規定による書面による届出(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

(適用法)

第23条 本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

(合意管轄)

第24条 本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関する訴訟については、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、記名捺印のうへ甲乙それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

甲（有価証券オプション清算参加者）	住 所 商号又は名称 代 表 者	印
乙（有価証券オプション非清算参加者）	住 所 商号又は名称 代 表 者	印

（注1）第15条第2項中「○か月」の部分については、甲と乙の合意により、1か月以上の月数を記入するものとする。

（注2）第15条の2については、同条第1項に規定する債務の履行の确实性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

（注3）第24条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。

別紙様式 3

国債先物等清算受託契約書

(以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う有価証券等清算取次ぎ(国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係るものに限る。)に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書その他の規則において定めるところによるものとする。

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第1条 本契約において対象となる取引(以下「対象取引」という。)は、クリアリング機構の業務方法書において有価証券等清算取次ぎの対象取引として定める取引のうち、国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引とする。

2 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約(第5条を除く。)を適用する。

3 指定市場開設者の定めるところにより乙を清算執行取引参加者とするギブアップが成立した場合に甲とクリアリング機構の間で新たに発生した国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引については、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約(第5条を除く。)を適用する。

(指定清算参加者としての指定)

第2条 乙は、対象取引について、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)として甲を任意に指定することができるものとする。

(指定を受けた場合の未決済取引の引継ぎ)

第3条 甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

2 甲は、乙がその有する国債先物等清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、甲は、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

(指定を変更した場合等の未決済取引の引継ぎ)

第4条 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を他の清算参加者に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙が国債先物等清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものを乙に引き継ぐものとする。

(売買の成立等)

第5条 甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における対象取引については、乙が甲を代理して成立させるものとする。

2 前項の場合において、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、指定市場開設者が定めるところにより対象取引に係る呼値又は申込みを行ったときに、乙から甲に対し対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の申込みが行われ、かつ、甲は対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの受託をしたものとみなす。

(清算取次口座)

第6条 乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る売付代金、買付代金、売付国債証券、買付国債証券、取引証拠金、非清算参加者証拠金、国債証券先物取引に係る値洗いのために授受する金銭(約定値段と清算値段との差額及び取引日の清算値段と前取引日の清算値段との差額に相当する金銭をいう。) 国債証券先物オプション取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、その他授受する有価証券及び金銭は、すべて乙が甲に設定する清算取次口座において処理するものとする。

(期限の利益の喪失)

第7条 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1) 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、

通知が発送されたとき。

(4) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

2 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

(1) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務（売付国債証券の引渡しに係る債務を除く。）について一部でも履行を遅滞したとき（クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項に規定する措置に乙が従わなかったことによるものを除く。）

(2) 乙の甲に対する債務（対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。

（支払の停止があった場合等における取扱い）

第8条 乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引につき、それらを決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を、乙の計算において行うことができる。

2 乙が前条第2項第1号に該当したときは、甲は任意に、当該遅滞に係る対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を、乙の計算において行うことができる。

3 乙が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求により、乙は甲の指定する日時までに、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は国債証券先物オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行うものとする。

- 4 乙が前項の日時までには国債証券の売付け若しくは買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は国債証券先物オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行わないときは、甲は任意に、乙の計算において対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置又は措置（本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに関係あるものに限る。）を受けたときは、甲及び乙は、当該処分、処置又は措置を行った指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定に基づき国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果又は前項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、甲に損失が生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

（甲に増担保等措置が行われた場合の対応）

第8条の2 乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく対象取引についてクリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項に規定する措置を甲が乙に対して実施したときは、乙は当該措置に従わなければならない。

（甲にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における転売又は買戻し等）

第8条の3 甲は、乙が正当な理由なく前条に定める措置に従わないことによって、クリアリング機構の業務方法書に基づくポジション保有状況の改善指示（以下この条において「改善指示」という。）を受けた場合には、乙に対して、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

- 2 甲は、改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお改善指示に適合できない場合で、かつ、乙に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行っ

たにもかかわらず、乙がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売、買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。

- 3 甲が前項の規定に基づき同項の転売、買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（差引計算）

第9条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、甲は、いつでも相殺することができる。

- 2 前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

（代用有価証券の処分）

第10条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金又は非清算参加者証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

（占有物の処分）

第11条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）

に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

(弁済等充当の順序)

第 1 2 条 債務の弁済又は第 9 条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

(遅延損害金の支払)

第 1 3 条 乙が対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関し甲に対する債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日まで、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第 1 4 条 乙は、甲に対して有する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

(本契約の解約)

第 1 5 条 本契約は、甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2 前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から〇か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3 前 2 項の規定によるほか、甲は、乙が第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

4 前 3 項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第 1 項による解約の場合は解約しようとする日の 3 日前（休業日を除外する。）までの日、第 2 項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに当該届出を行うものとする。

5 本契約の解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき国債証券の売付け若しくは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合及び同条第 5 項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い国債証券の売付け若し

くは買付け、国債証券先物取引に係る転売若しくは買戻し又は国債証券先物オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

- 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、甲が第4項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

（特例解約）

第15条の2 前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の确实性の観点から本契約を解約することができる条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合において、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。

2 前項の規定による本契約の解約（以下「特例解約」という。）をしようとする場合には、甲は、相手方に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに、クリアリング機構に対し届出を行うものとする。

3 特例解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（当該取引に係る転売、買戻し又は権利行使を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

4 前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。

5 第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

（報告）

第16条 乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

2 乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由が生じたとき、又は、指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置又は措置（本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに関係のあるものに限る。）を受けたときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

（乙の義務）

第17条 乙は、次の各号に掲げる事項について甲に対し通知するものとする。

- (1) 乙又は乙の顧客が対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関し甲に差し入れ又は預託する証拠金について、差換預託の同意がある場合はその旨
- (2) 乙又は乙の顧客が差換預託しているときはその旨

(秘密保持)

第18条 甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他の正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

(届出事項の変更届出)

第19条 乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

第20条 天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

- 2 前項の事由による担保物の紛失、滅失、き損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。
- 3 甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第21条 乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

(電磁的方法による報告等)

第22条 乙は、第16条第2項の規定による書面による報告又は第19条の規定による書面(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)による届出に代えて、甲の承諾を得た

場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

(適用法)

第23条 本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

(合意管轄)

第24条 本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関する訴訟については、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

	住 所	
甲 (国債先物等清算参加者)	商号又は名称	
	代 表 者	印

	住 所	
乙 (国債先物等非清算参加者)	商号又は名称	
	代 表 者	印

(注1) 第15条第2項中「〇か月」の部分については、甲と乙の合意により、1か月以上の月数を記入するものとする。

(注2) 第15条の2については、同条第1項に規定する債務の履行の确实性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

(注3) 第24条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。

別紙様式 4

指数先物等清算受託契約書

(以下「甲」という。)及び (以下「乙」という。)は、乙の委託に基づき甲が行う有価証券等清算取次ぎ(指数先物取引及び指数オプション取引に係るものに限る。)に関し、次のとおり契約する。なお、本契約における用語の意義は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書その他の規則において定めるところによるものとする。

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第1条 本契約において対象となる取引(以下「対象取引」という。)は、クリアリング機構の業務方法書において有価証券等清算取次ぎの対象取引として定める取引のうち、指数先物取引及び指数オプション取引とする。

2 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数オプション取引の権利行使により成立する取引は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約(第5条を除く。)を適用する。

3 指定市場開設者の定めるところにより乙を清算執行取引参加者とするギブアップが成立した場合に甲とクリアリング機構の間で新たに発生した指数先物取引及び指数オプション取引については、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、本契約(第5条を除く。)を適用する。

(指定清算参加者としての指定)

第2条 乙は、対象取引について、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)として甲を任意に指定することができるものとする。

(指定を受けた場合の未決済取引の引継ぎ)

第3条 甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

2 甲は、乙がその有する指数先物等清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、甲は、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

(指定を変更した場合等の未決済取引の引継ぎ)

第4条 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を他の清算参加者に変更したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(清算約定に係るものに限る。)を、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙が指数先物等清算資格を取得したときは、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものを乙に引き継ぐものとする。

(売買の成立等)

第5条 甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における対象取引については、乙が甲を代理して成立させるものとする。

2 前項の場合において、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、指定市場開設者が定めるところにより対象取引に係る呼値又は申込みを行ったときに、乙から甲に対し対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の申込みが行われ、かつ、甲は対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの受託をしたものとみなす。

(清算取次口座)

第6条 乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る取引証拠金、非清算参加者証拠金、指数先物取引に係る値洗いのために授受する金銭(約定指数と清算指数との差及び取引日の清算指数と前取引日の清算指数との差に相当する金銭をいう。)指数先物取引に係る最終決済のために授受する金銭、指数オプション取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、指数オプション取引の権利行使に係る決済のために授受する金銭、その他授受する有価証券及び金銭は、すべて乙が甲に設定する清算取次口座において処理するものとする。

(期限の利益の喪失)

第7条 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1) 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係

る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

2 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

(1) 乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき(クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項に規定する措置に乙が従わなかったことによるものを除く。)

(2) 乙の甲に対する債務(対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

第8条 乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は任意に、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引につき、それらを決済するために必要な指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は指数オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。

2 乙が前条第2項第1号に該当したときは、甲は任意に、当該遅滞に係る対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は指数オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を、乙の計算において行うことができる。

3 乙が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求により、乙は甲の指定する日時までに、乙のすべての対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な指数先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託、指数オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は権利行使の申告を行うものとする。

4 乙が前項の日時までに指数先物取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は指数オプション取引に係る転売若しくは買戻しに係る有価証券等清算

取次ぎの委託又は権利行使の申告を行わないときは、甲は任意に、乙の計算において対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために必要な指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は指数オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。

- 5 前各項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置又は措置（本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに関係あるものに限る。）を受けたときは、甲及び乙は、当該処分、処置又は措置を行った指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定に基づき指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は指数オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果又は前項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は指数オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、甲に損失が生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

（甲に増担保等措置が行われた場合の対応）

第8条の2 乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく対象取引についてクリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項に規定する措置を甲が乙に対して実施したときは、乙は当該措置に従わなければならない。

（甲にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における転売又は買戻し等）

第8条の3 甲は、乙が正当な理由なく前条に定める措置に従わないことによって、クリアリング機構の業務方法書に基づくポジション保有状況の改善指示（以下この条において「改善指示」という。）を受けた場合には、乙に対して、乙の対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものの決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。

- 2 甲は、改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお改善指示に適合できない場合で、かつ、乙に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、乙がこれらを正当な理由なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を決済するために、乙の計算において、対象取引に係る転売、買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。
- 3 甲が前項の規定に基づき同項の転売、買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。）を

行った結果、乙が損害を被った場合であっても、乙は、甲及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、甲又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

（差引計算）

第9条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、甲は、いつでも相殺することができる。

2 前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続を省略し、乙に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。

3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

（代用有価証券の処分）

第10条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金又は非清算参加者証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

（占有物の処分）

第11条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産及び占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき甲の口座に記録している乙の有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

（弁済等充当の順序）

第12条 債務の弁済又は第9条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する対象取引に係る

有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

(遅延損害金の支払)

第13条 乙が対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関し甲に対する債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日まで、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲に対して有する対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

(本契約の解約)

第15条 本契約は、甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2 前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から〇か月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3 前2項の規定によるほか、甲は、乙が第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

4 前3項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、クリアリング機構に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第1項による解約の場合は解約しようとする日の3日前(休業日を除外する。)までの日、第2項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までに当該届出を行うものとする。

5 本契約の解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引(第8条第1項から第4項までの規定に基づき指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は指数オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。))を行う場合及び同条第5項の規定に基づき指定市場開設者及びクリアリング機構の定めるところに従い指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は指数オプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。)を行う場合を含む。)に関しては、引き続き本契約を適用する。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、甲が第4項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

(特例解約)

第15条の2 前条の規定にかかわらず、本契約は、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合で、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。

2 前項の規定による本契約の解約（以下「特例解約」という。）をしようとする場合には、甲は、相手方に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに、クリアリング機構に対し届出を行うものとする。

3 特例解約までに成立した対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引（当該取引に係る転売、買戻し又は権利行使を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。

4 前項のほか、決済履行確保の観点からクリアリング機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。

5 第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

(報告)

第16条 乙は、甲が請求したときは、対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

2 乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由が生じたとき、又は、指定市場開設者から取引資格の取消し、除名、会員権の停止若しくは制限又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処分、処置又は措置（本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎに関係のあるものに限る。）を受けたときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

(乙の義務)

第17条 乙は、次の各号に掲げる事項について甲に対し通知するものとする。

- (1) 乙又は乙の顧客が対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関し甲に差し入れ又は預託する証拠金について、差換預託の同意がある場合はその旨
- (2) 乙又は乙の顧客が差換預託しているときはその旨

(秘密保持)

第18条 甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又はクリアリング機構の調査に応じる場合その他の正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

(届出事項の変更届出)

第19条 乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

第20条 天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2 前項の事由による担保物の紛失、滅失、き損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3 甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第21条 乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとする。

(電磁的方法による報告等)

第22条 乙は、第16条第2項の規定による書面による報告又は第19条の規定による書面(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)による届出に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

(適用法)

第23条 本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

(合意管轄)

第24条 本契約に基づく対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に関する訴訟については、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

	住 所	
甲 (指数先物等清算参加者)	商号又は名称	
	代 表 者	印
	住 所	
乙 (指数先物等非清算参加者)	商号又は名称	
	代 表 者	印

(注1) 第15条第2項中「〇か月」の部分については、甲と乙の合意により、1か月以上の月数を記入するものとする。

(注2) 第15条の2については、同条第1項に規定する債務の履行の确实性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙との間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

(注3) 第24条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。